

■愛知県遺児手当の制度改正について

愛知県遺児手当の所得限度額については、改正予定となります。

■美浜町遺児手当の制度改正について

令和6年11月より、下記のとおり美浜町遺児手当が改正されます。

①所得限度額の引上げ

扶養親族等の数	受給資格者本人		扶養義務者等
	改正前 10月分まで	改正後 11月分から	
0人	1,920,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,220,000円	3,500,000円
以降+1人	+380,000円	+380,000円	+380,000円

(注意) 扶養義務者等の所得制限限度額については、今回の改正はありません。

(注意) 受給資格者・扶養義務者等の所得判定に用いる所得は、給与などの所得から、児童扶養手当に関する法令に基づく控除を適用した後の所得となります。

②支払月の変更

今まで年2回(7月、3月)でしたが、年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)に変更になります。

■制度改正後の手当の手続きについて

これまで所得超過等で母子・父子手当の申請をされなかった方については、所得制限の緩和により、支給対象となる場合があります。事前に健康・子育て課までご相談ください。

●問合せ 健康・子育て課 内線222・262

母子・父子手当の制度改正のお知らせ

(令和6年11月から)

■児童扶養手当の制度改正について

令和6年11月より、下記のとおり児童扶養手当制度が改正されます。

①所得限度額の引上げ

扶養親族等の数	受給資格者本人				扶養義務者等
	全部支給		一部支給		
	改正前 10月分まで	改正後 11月分から	改正前 10月分まで	改正後 11月分から	
0人	490,000円	690,000円	1,920,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	870,000円	1,070,000円	2,300,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	1,450,000円	2,680,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	1,830,000円	3,060,000円	3,220,000円	3,500,000円
以降+1人	+380,000円	+380,000円	+380,000円	+380,000円	+380,000円

(注意) 扶養義務者等の所得限度額については、今回の改正はありません。

(注意) 受給資格者・扶養義務者等の所得判定に用いる所得は、給与などの所得から、児童扶養手当に関する法令に基づく控除を適用した後の所得となります。

②第3子以降の児童に係る加算額の引上げ

第3子以降の児童に係る加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額(月額10,750円~5,380円)になります。

		改正前(10月分まで)	改正後(11月分から)
第1子	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円~10,740円	45,490円~10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円~5,380円	10,740円~5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	10,750円
	一部支給	6,440円~3,230円	10,740円~5,380円